

令和 7 年度南渡田地区交通結節機能強化検討業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目 的

川崎市では、川崎臨海部の大規模な土地利用転換を先導するエリアとして、南渡田地区において、最先端の研究開発や高度人材等の集積により、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、新産業拠点形成にあわせ、交通機能強化を図っていくため、地区周辺にある JR 南武支線・鶴見線及び東海道貨物線浜川崎駅に着目した交通結節機能の強化について、その整備効果等の検討・整理を行うものである。

2 業務委託について

(1) 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約上限額

18,997,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約書作成の要否

要

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (4) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (6) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種（12 建設コンサルタント）の（04 道路部門）、（05 鉄道部門）及び（12 都市計画及び地方計画部門）のすべての種目に登録されている者、又は業種（20 調査・測定）に登録されている者

4 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付
企画提案募集開始	9 月 2 日 (火)
参加意向申出書提出期限	9 月 9 日 (火)
質問書提出期限	9 月 9 日 (火)
応募辞退期限	9 月 11 日 (木)
企画提案書提出期限	9 月 24 日 (水)
審査 (ヒアリング)	9 月 29 日 (月)

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡する。

5 応募書類

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 9 月 9 日 (火) 17 時必着

- ① 参加意向申出書 (様式 1 号) 正本 1 部
- ② 誓約書 (様式 3 号) 正本 1 部
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表 (様式 4 号) 正本 1 部
- ④ 付属書類 各 1 部

- ・会社等の概要 (様式任意。既存のパンフレット等可)
- ・類似・関連事業の実績を証する契約書の写し等

※参加を取り下げの場合は、9 月 11 日 (木) までに参加辞退届 (様式 2 号) 正本 1 部を提出すること。

(2) 質問書の提出

提出期限 9 月 9 日 (火) 17 時必着

質問書 (様式 5 号)

- ・様式を用いて電子メールにて提出すること。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 9 月 24 日 (水) 12 時必着

- ① 企画提案書表紙 (様式 6 号) 正本 1 部
- ② 企画提案書 (様式任意) 9 部 (うち正本 1 部)
 - ・A 4 判横 (原則としてパワーポイントで作成したものとする) 片面印刷とする。
 - ・提案者の知見、セールスポイント等を盛り込み、特色がわかりやすいものとする。
 - ・企画提案書の作成に当たっては、社名がわからないようにすること。
 - ・別紙仕様書 11 (業務内容) に示す内容について、「10 参考資料」を参照し、次の「企画提案書記載事項」に示す内容を盛り込んだうえで、別紙「評価項目及び基準等」を踏まえ記載すること。なお、図表を用いることも可とする。

＜企画提案書記載事項＞

ア 提案者の知見やノウハウ等を踏まえた業務全般の考え方や進め方、及び検討体制

イ 【(1) ①イ費用便益の算出に関する提案】

南渡田地区のエリア価値向上や交通機能の強化、鉄道の利便性・機能向上等の整備効果が期待できる整備の方向性

ウ 【(1) ②ア整備効果等の整理に関する提案】

「交通結節機能の強化」や「操車場地区及び隣接用地を活用した整備」により想定される費用便益マニュアル等で加味されていない整備効果の検討項目・手法

エ 【(2) 整備効果等のとりまとめに関する提案】

整備効果等に関する事例調査・とりまとめ案の作成イメージ、図表等の表現手法

③ 費用見積書（様式 7 号） 正本 1 部

・ 見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式 8 号） 正本 1 部

・ 本事業に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とする。

・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

・ 提出後の統括責任者の変更は、発注者がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

直接持参、郵送（締切日必着）で提出し、電子版も電子メールで提出すること。

なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市 臨海部国際戦略本部 土地利用転換推進部 基盤・環境整備担当

（電子メール）59tochiten@city.kawasaki.jp

6 委託先の選定

(1) 選考方法

① 1 次審査及び 2 次審査による審査及び評価を行う。

② 1 次審査は、書類審査により参加資格の確認を実施する。審査結果は、確定後直ちに、提案者に（提出された参加意向申出書に記載されている連絡担当者メールアドレス宛て）に電子メールにより通知（様式 9 号）する。

③ 2 次審査は、評価委員会において、提案書等について 30 分程度のヒアリング（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度）を実施する。実施日は令和 7 年 9 月 29 日（月）（予定）。

④ 2 次審査の結果により、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。

⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、P. 6 の別紙「評価項目及び基準等」のうち「評価項目 H I J」の合計得点が最も高い提案者を業務委託候補者とする。

⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、業務経費が最も安価な提案者を業務委託候補者とする。

- ⑦ ⑥に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定する。
- ⑧ 提案者が、1社のみであっても、評価委員の平均点が61点以上であれば、業務委託候補者とする。
- ⑨ 上記の他、詳細については別途提案者宛てに連絡する。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」(P. 6)により実施する。

7 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知(様式10号)する。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 評価委員会に欠席した場合
- (4) 「3 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

9 その他

(1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は業務委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できない。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には発注者の承諾を得るものとする。
- ④ 企画提案に際し知り得た情報については、本市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

契約後の業務に当たっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、発注者と十分に協議の上、実施する。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めることとする。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて発注者に帰属する。また、発注者は本業務の成果物を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとする。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、発注者の了承を得ることなく第三者に

漏らすことはできない。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

10 参考

- ・ 南渡田地区拠点整備基本計画（令和4年8月策定）
<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000117648.html>
- ・ 南渡田地区における新産業拠点形成に向けた取組状況について（令和6年5月28日川崎市議会総務委員会資料）
[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000164/164976/20240528-3\(2\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000164/164976/20240528-3(2).pdf)
- ・ JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針（令和5年8月策定）
<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000153802.html>
- ・ 臨海部ビジョン〔リーディングプロジェクト2023年6月改定〕
<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000096607.html>
- ・ 臨海部の交通機能強化に向けた実施方針（令和3年3月策定）
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-11-6-0-0-0-0-0-0.html>
- ・ 「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」改定に向けた中間とりまとめについて（令和7年2月10日川崎市議会総務委員会資料）
[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000164/164976/20250210-1\(1\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000164/164976/20250210-1(1).pdf)

【評価項目及び基準等】

評価項目			評価基準	配点	評価点数				
					優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
業務遂行能力等	業務実績	A)	・提案者は、同種、類似業務の実績を有しているか。	5	5	/	3	/	1
	業務体制	B)	・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。特に、実施体制については業務の性質に応じた適切な体制が図られているか。	5	5	4	3	2	1
	スケジュール	C)	業務工程ごとに明確、かつ遂行可能なスケジュールとなっているか	5	5	4	3	2	1
	プレゼンテーション及びヒアリング	D)	・説明に説得力があり、業務に対する意欲を感じられるか。	5	5	4	3	2	1
企画提案内容	業務理解	E)	・「臨海部ビジョン」、「南渡田地区拠点整備基本計画」及び「JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」の内容など、臨海部の大規模土地利用転換や南渡田地区における新産業拠点形成を踏まえた提案になっているか。 ・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された適切な提案となっているか	10	10	8	6	4	2
	専門性	F)	・幅広い専門的な知識等を活用した提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	独創性	G)	・仕様書に記載されていない独自の提案や、独創的な工夫がなされているか。	10	10	8	6	4	2
	企画提案	H)	【(1)①イ費用便益の算出に関する提案】 ・南渡田地区のエリア価値向上や交通機能の強化、鉄道の利便性・機能向上等の整備効果が期待できる整備の方向性の提案内容が、具体的にあり、当該地区に沿った妥当性のあるものとなっているか。	20	20	16	12	8	4
		I)	【(1)②ア整備効果等の整理に関する提案】 ・費用便益マニュアル等で加味されていない整備効果の検討項目・手法が、具体的にあり、当該地区に沿った妥当性のあるものとなっているか。また、新しい視点が含まれているか。	15	15	12	9	6	3
		J)	【(2)整備効果等のとりまとめに関する提案】 ・整備効果等のとりまとめに関する事例調査・提案手法、図表等の表現手法の考え方が具体的にあり、妥当性があり、わかりやすいものとなっているか。	10	10	8	6	4	2
	業務経費	K)	・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	5	5	4	3	2	1
合 計				100点	/	/	/	/	/